

公示番号：160444

国名：エチオピア

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：高速道路維持管理アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：高速道路維持管理アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年8月上旬から2017年7月下旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.50M/M、現地 3.47/M、合計 4.97M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 4日、現地業務 26日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 4日、現地業務 26日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 4日、現地業務 26日、国内整理 3日
- ・ 第4次 国内準備 4日、現地業務 26日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月13日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、**2016年7月25日**(月)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 28点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点 |
| ③語学力 | 16点 |
| ④その他学位、資格等 | 12点 |
| ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション | 16点 |
- (計 100 点)

類似業務	道路維持管理に係る各種業務
対象国／類似地域	エチオピア／全世界（日本含む）
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：破傷風、A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、ポリオ、腸チフス、髄膜炎菌性髄膜炎

6. 業務の背景

エチオピアは、国家開発計画である「成長と移行計画（Growth and Transformation Plan II：2014/15-2019/20年度）」において道路セクターの能力開発が重要であるとしており、各地域における道路機関の組織力強化が謳われている。また、「第4次道路セクター開発プログラム（Road Sector Development Program IV：2010/11～2014/15年度）」では、全道路の維持管理ニーズに沿った計画策定を進めるための体制が必要であり、道路分野の専門的な人材（政府道路エンジニア、民間業者およびコンサルタント）の養成、舗装道路整備・維持管理に携わる道路技術者のスキル向上などが明記されている。

このような中、エチオピア政府は2010年より高速道路の中国の融資により建設を開始し、2014年4月に首都アディスアベバ郊外とアダマを結ぶ約78kmの区間で供用を開始した、本部管制センター及びサブセンターによる24時間体制を敷いて道路の運営を行っている。エチオピア政府は、今後5年間で高速道路網を500km程度まで延伸することを計画しているが、交通状況の把握は料金所通過台数のカウント、本線料金所・インターチェンジ付近に設置されたCCTVカメラのみであり、十分なパトロール体制は用意されていない。また、供用から間もないこともあり、修繕工事等の体制や作業等の安全を確保するための交通規制体制も不十分な状況にある。

本案件により派遣される専門家は、以上の状況をふまえ、既存の供用区間を対象に、運営維持管理の体制構築に対する支援や能力強化、エチオピア高速道路公社（以下、「ETRE」という。）の活動計画の策定支援を行う。また、将来的に、ITS整備・拡張、維持管理、資金協力による建設等への支援に繋がる展開を見据え、我が国の高速道路建設・運営に関する知見の共有も期待される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、高速道路の運営維持管理に関するマニュアルやガイドラインの作成、ETREの活動計画策定支援を通じて、職員の運営維持管理を中心とした知識・技術力を向上させることを目的とし以下の業務を行う。特にETREからは維持管理分野

における要望が強いため 1-1～1-4 の業務を重点的に実施することが求められている。

- 1-1. 現状のエチオピアにおける高速道路に関する体制や制度、ETRE 職員の能力を把握し、必要な知識・技術を特定する。
- 1-2. 上記 1-1 で特定されたエチオピアの高速道路に関する体制・制度に対する改善案を提言する。
- 1-3. 上記 1-1 で特定された知識・技術分野に関する ETRE 職員向けの研修を実施する。
- 1-4. これまでの提言・研修の結果をふまえ、ETRE の活動計画の策定を支援する。
- 1-5. セミナーを実施し我が国の高速道路建設・運営に関する知見（法制度や基準、ITS 等）を共有する。
- 2-1. 上記 1-1 で特定された課題をふまえ、作成が必要なマニュアル・ガイドラインを特定する。
- 2-2. ETRE 職員と共同で、マニュアル・ガイドラインを作成する。
- 2-3. 作成されたマニュアル・ガイドラインを基に実際の運営維持管理業務を行い、内容を更新する。

また、具体的な業務内容は以下のような流れを想定している。詳細な業務計画については以下の流れを参考にしつつ、プロポーサル内に記載すること。

(1) 第 1 次国内準備期間（2016 年 8 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、エチオピア政府作成の関連報告書、学術論文等を参照し、エチオピアの高速道路維持管理に係る現状と課題を把握する。
- ② JICA 社会基盤・平和構築部及びエチオピア事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ ワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、エチオピア事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務期間（2016 年 8 月中旬～10 月に 1 ヶ月間程度の派遣）

- ① 現地業務開始時に、JICA エチオピア事務所、ETRE にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② エチオピア高速道路公社等からエチオピアにおける高速道路管理に関する情報収集、ヒアリングを行い、同分野における政策及びその実施状況を把握する。特に、本部管理センターや本線料金所など現場の状況を理解する。
- ③ 現状のエチオピアの高速道路に関する体制や制度に必要な知識・技術を特定し ETRE と共有を行う。
- ④ 特定されたエチオピアの高速道路に関する体制・制度に対する改善案の作成の準備を行う。
- ⑤ 特定された知識・技術分野に関する ETRE 職員向けの研修の準備を行う。
- ⑥ 我が国の高速道路建設・運営に関する知見（法制度や基準、ITS 等）を共有するセミナーを実施する。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を ETRE に提出・報告する。
- ⑧ JICA エチオピア事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地

業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

- (3) 第1次国内整理期間(2016年10月下旬)
- ① 現地業務結果報告書(和文)をJICA社会基盤・平和構築部に提出・報告する。
- (4) 第2次国内準備期間(2016年11月上旬)
- ① ワークプラン(和文・英文)を作成しJICA社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、エチオピア事務所にもデータを送付する。
- (5) 第2次現地業務期間(2016年11月中旬～2017年1月に1ヶ月間程度の派遣)
- ① 現地業務開始時に、JICAエチオピア事務所、ETREにワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 特定されたエチオピアの高速道路に関する体制・制度の課題に対する改善案を作成しETREに対して提言を行う。
 - ③ 特定されたエチオピアの高速道路に関する知識・技術分野に関するETRE職員向けの研修を行う。
 - ④ 必要なマニュアル・ガイドラインをETREと共に検討し、特定する。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)をETREに提出し、報告する。
 - ⑥ JICAエチオピア事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間(2017年1月下旬)
- ① 現地業務結果報告書(和文)をJICA社会基盤・平和構築部に提出・報告する。
- (7) 第3次国内準備期間(2017年2月上旬)
- ① ワークプラン(和文・英文)を作成しJICA社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、エチオピア事務所にもデータを送付する。
- (8) 第3次現地業務期間(2017年2月中旬～2017年4月に1ヶ月間程度の派遣)
- ① 現地業務開始時に、JICAエチオピア事務所、ETREにワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 前回派遣に引き続き特定されたエチオピアの高速道路に関する体制・制度の課題に対する改善案を作成しETREに対して提言を行う。
 - ③ 前回派遣に引き続き特定されたエチオピアの高速道路に関する知識・技術分野に関するETRE職員向けの研修を行う。
 - ④ 必要なマニュアル・ガイドラインをETREと共に作成し、実際の維持管理に適用できるよう指導を行う。
 - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文)をETREに提出し、報告する。
 - ⑥ JICAエチオピア事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地

業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第3次国内整理期間(2017年4月下旬)

- ① 現地業務結果報告書(和文)をJICA社会基盤・平和構築部に提出・報告する。

(10) 第4次国内準備期間(2017年5月上旬)

- ① ワークプラン(和文・英文)を作成しJICA社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、エチオピア事務所にもデータを送付する。

(11) 第4次現地業務期間(2017年5月中旬～2017年7月に1ヶ月間程度の派遣)

- ① 現地業務開始時に、JICAエチオピア事務所、ETREにワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 前回派遣に引き続き特定されたエチオピアの高速道路に関する体制・制度の課題に対する改善案を作成しETREに対して提言を行う。
- ③ 前回派遣に引き続き特定されたエチオピアの高速道路に関する知識・技術分野に関するETRE職員向けの研修を行う。
- ④ 作成したマニュアル・ガイドラインの運用結果をレビューし、必要に応じて改定する。
- ⑤ JICAエチオピア事務所に現地業務結果報告書(和文・英文)を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書(英文)をETREに提出・報告する。

(12) 第4次国内整理期間(2016年7月下旬)

- ① 現地業務結果報告書(和文)をJICA社会基盤・平和構築部に提出・報告する。
- ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、監督職員に提出・報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

(各派遣開始前、第1回派遣時は全体計画を含む)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文2部、英文3部(JICA社会基盤・平和構築部、JICAエチオピア事務所、ETREへ各1部)

(2) 現地業務結果報告書

各派遣終了時(英文)及び帰国後(和文)。提出部数は以下のとおり。

英文3部(JICA社会基盤・平和構築部、JICAエチオピア事務所、ETREへ各1部)

和文2部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA エチオピア事務所へ各1部）

ただし、第4次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第4次現地業務結果報告書（英文）においては報告のみならず今後の高速道路維持管理に関する提言も盛り込み、ETRE への最終報告書とする。

(3) 専門家業務完了報告書（和文3部）

特定した課題や、各派遣でそれに対しどのような活動を行ったか、今後の高速道路維持管理に関する提言等を記載項目に盛り込むこと。

ETRE と協働して作成したマニュアル・ガイドライン等については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒エチオピア⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>）を参照願います。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における ETRE との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

ETRE 内の執務スペース提供 (ネット環境完備予定)

(2) 参考資料

特になし

(3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

① 実施時期：7月21日(木)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

② 実施場所：独立行政法人国際協力 JICA 内会議室

(当日 JICA へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③ 実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

④ 留意事項

- ・原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります(その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。)ので、ご承知おき下さい。
- ・簡易プロポーザルの作成及び上記プレゼンテーションに係る経費につきましては、応募者の負担とさせていただきますので、ご了承願います。

(4) その他

- ① 道路維持管理分野の業務経験を有することが求められます。また、当該分野の途上国における経験を有することが望ましいです。
- ② 「我が国の高速道路建設・運営に関する知見の共有」に関するアイデアがある場合には、プロポーサル内に記載して下さい。
- ③ 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ④ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に

地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ⑥ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上